

成田市地域公共交通会議 運賃協議分科会 運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、成田市地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第10条第1項の規定に基づき、成田市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運賃協議分科会（以下「分科会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 分科会は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、乗合旅客運送の運賃又は料金に関する事項について協議を行うものとする。

（組織）

第3条 分科会は、次に掲げる者をもって組織する。

- （1）要綱第4条第1号の委員のうち市長が指名する者
- （2）要綱第4条第10号から第14号までの委員のうち市長が指名する者
- （3）要綱第4条第16号の委員
- （4）道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項第2号に規定する一般乗合旅客自動車運送業者

（分科会長）

第4条 分科会に分科会長（以下「会長」という。）を置く。

- 2 会長は、前条第1号に規定する者が務める。
- 3 会長は、分科会を代表し、会務を総括する。

（会議）

第5条 分科会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 分科会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、分科会を開催するときは、事前に交通会議へ通知するものとする。
- 4 委員にやむを得ない理由があるときは、その者の職務を代理又は補佐する者に代理させることができる。

5 分科会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するものとする。

6 分科会は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。

(報告)

第6条 会長は、分科会において協議が調った事項について、交通会議に報告するものとする。

(任期)

第7条 任期については、第3条第1号から第3号に掲げる者にあつては、交通会議の委員の任期と同様とし、第3条第4号に掲げる者にあつては、当該協議が終了するまでとする。

(報償及び費用弁償)

第8条 分科会の委員の報償及び費用弁償は、要綱第13条による。ただし、交通会議と同日開催の場合は、これを支給しないものとする。

(庶務)

第9条 分科会の庶務は、成田市都市部都市計画課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年●月●日から施行する。